

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

経済的理由によりお困りのご家庭を対象に、学校生活に要する費用の一部を援助する「就学援助」について、通常、前年の収入での審査をしておりましたが、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した家庭を対象に、前年の収入に関わらず、一定の期間就学援助の対象とすることといたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の世帯収入が大幅に減少したご家庭で、援助を希望されます方は、下記に記載の関係書類を添えて申請書を提出してください。

なお、令和2年度において就学援助の「否認定」となった世帯でも「家計が急変した世帯」として申請ができます。(令和2年度就学援助の「認定」となった世帯については、改めて申請する必要はありませんのでご注意ください。)

記

1 申請の対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の世帯収入が大幅に減少し、就学援助の認定基準以下の所得になると見込まれる方。

2 提出書類

- (1) 令和2年度要保護及び準要保護児童生徒認定申請書（世帯毎に1枚）※申請書は各校にあります。
- (2) 添付書類 ※同居している方全員分

① 令和2年1月から申請月前月までの収入額がわかるもの（特別定額給付金は除く）

- ・ 給与支払い明細書 ・ 事業または営業収入がわかるもの（明細書等）
- ・ 年金の振込金額がわかるもの（通帳のコピー等）
- ・ 児童扶養手当や特別児童扶養手当の振込金額がわかるもの（通帳のコピー等）
- ・ その他収入が確認できるもの

② 離職票、退職証明書等（該当者のいる場合）

3 提出先及び提出期日

提出先・・・現在通われている各小中学校 ※小中学校にお子様がいる場合は小学校に提出

提出期日・・・令和2年7月31日（金）

※上記期日までの申請において「認定」となった場合は、7月認定となります。

上記期日後も随時申請は受け付けますが、申請月からの認定となります。

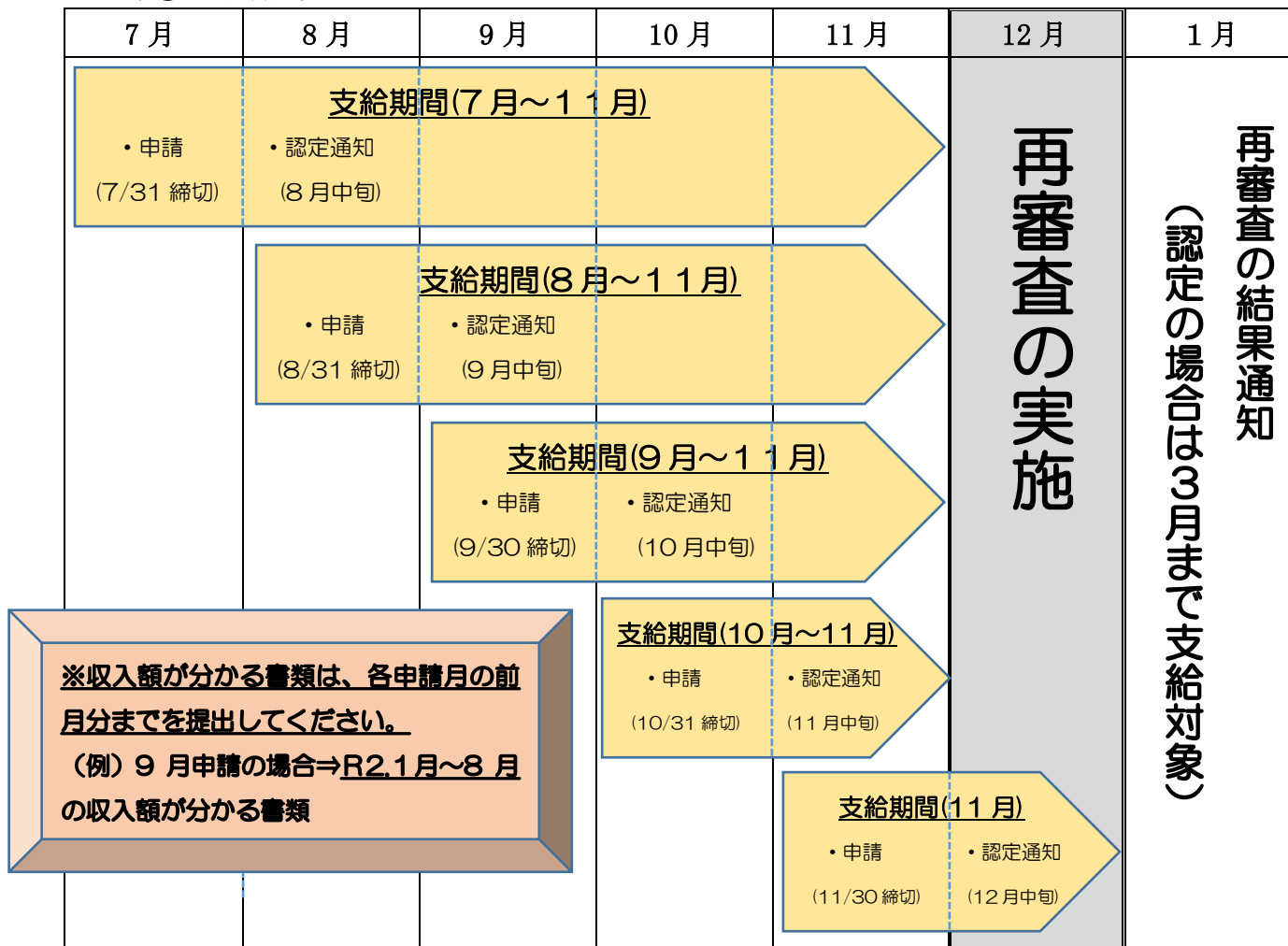
4 審査結果の通知等

書類の内容を審査のうえ8月中旬に学校を通じ通知いたします。

5 その他

- (1) **認定となった世帯は、12月に再審査を実施いたします。申請月から11月分までの収入等がわかる書類を提出していただきますので、引き続き援助を希望されます場合は関係書類をあらかじめご用意いただきますようお願いいたします。**
- (2) 不正による申請が発覚した場合には認定を取消し、援助費を返還していただきます。
- (3) 通常の就学援助の申請についても随時受付しておりますので、必要書類を学校へ提出してください。

《参考①：申請等のスケジュール》



《参考②：就学援助の認定となる世帯全員の収入の目安額》

世帯数	世帯構成 (例) ※同居している方全員を同一世帯として取り扱います。	基準となる 年間収入合計額
2人	母(35歳)、小学生	約 320万円
2人	母(40歳)、中学生	約 340万円
3人	父(35歳)、母(35歳)、小学生	約 360万円
3人	父(40歳)、母(40歳)、中学生	約 380万円
3人	母(40歳)、中学生、小学生	約 420万円
4人	父(40歳)、母(40歳)、中学生、小学生	約 450万円
4人	母(35歳)、小学生、小学生、5歳児	約 470万円
5人	父(40歳)、母(40歳)、中学生、小学生、5歳児	約 500万円
5人	父(40歳)、母(40歳)、高校生、中学生、小学生	約 530万円
6人	父(40歳)、母(40歳)、中学生、小学生、祖父(65歳)、祖母(65歳)	約 590万円

※年齢や家族構成によって認定とならない場合もあります。あくまでも目安としてご覧ください。

※収入には児童扶養手当や年金等も含まれます。

【問い合わせ先】

白老町教育委員会学校教育課学校教育グループ
 ☎0144-85-2022